

## 貯蓄預金

(平成 25 年 8 月 1 日現在適用中)

|    | 項 目   | 内 容  |
|----|---|--|
| 1  | 商 品 名                                       | ・貯蓄預金  |
| 2  | 販 売 対 象                                     | ・個人のお客さま   |
| 3  | 期 間   | ・定めなし  |
| 4  | 預 入 方 法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位 | ・随時お預入れできます<br>・1円以上<br>・1円単位  |
| 5  | 払 戻 方 法                                     | ・随時払い戻します  |
| 6  | 利 息<br>(1) 適用金利<br><br>(2) 利払頻度<br>(3) 計算方法 | ・貯蓄預金については基準残高を10万円とし、毎日の最終残高が基準残高以上となった期間は、当該期間における店頭表示の各々の「基準残高以上利率」を適用し、毎日の最終残高が基準残高未満となった期間は、当該期間における店頭表示の各々の「基準残高未満利率」を適用します<br>・毎年2月と8月の当行所定の日に支払います<br>・毎日の最終残高1,000円以上について付利最低残高を1円とした1年を365日とする日割計算 |
| 7  | 手 数 料                                       | ——   |
| 8  | 付加できる特約事項                                   | ・普通預金との間で資金を移動させるスイングサービスの取扱いができます   |
| 9  | 税 金   | ・20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税<br>*平成25年1月1日以降平成49年12月31日までの間に受取るお利は、復興特別所得税を付加した20.315%の源泉分離課税となります<br>・要件を満たす場合は、マル優の扱いができます   |
| 10 | 預 金 保 険                                     | ・預金保険対象商品です（1金融機関につき1人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます）  |
| 11 | 中途解約時の取扱い                                   | ——   |
| 12 | 金利情報の入手方法                                   | ・店頭備え付けの金利ボードをご覧くださいか、窓口にお問い合わせください  |
| 13 | その他参考となる事項                                  | ・公共料金等の自動支払い、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りにはご利用できません<br>・総合口座の取扱いはできません   |

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109